

平成30年8月8日

関係各位

破産手続開始のお知らせ

破産者福島電力株式会社
破産管財人弁護士 清水 祐介

福島電力株式会社（以下「破産者」といいます。）は、平成30年8月8日、福島地方裁判所いわき支部より破産手続開始の決定を受け（平成30年（フ）第68号事件）、当職が破産管財人に選任されました。

破産手続開始決定により、破産者の財産は全て破産財団に帰属し、当職が管理いたします。

今後の破産管財業務にご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、破産手続に関するお問い合わせは、下記コールセンターまでご連絡ください。

本破産手続の今後の進行状況等に関するお問い合わせ先

福島電力株式会社コールセンター 電話 **0120-057-445**

（受付時間） 午前9時～午後6時